

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1301・1302
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立・国定公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充 国立・国定公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充
特例措置を講じるに当たっての条件	一時的な工作物の設置など通常管理行為及び軽易な行為で、その周辺の風致の維持に支障を及ぼす恐れが少ないと認められる行為であること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案(平成14年12月17日現在)	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	優れた自然を活用した催しの実施推進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	自然公園法施行規則第12条及び第15条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	国立公園及び国定公園内の特別地域内において、各種行為を行う場合は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないが、通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて環境省令で定めるものについては許可を要しないこととしている。また、普通地域においても同様に届出を要さないこととしている。		

【再検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>国立公園又は国定公園(特別保護地区を除く)内の自然環境を活用した催しであって、地方公共団体が地域の活性化に資すると認められるものために一時的に行われる、道路又は駐車場その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置など風致の維持に支障が少ないと認められる行為について、自然公園法第17条第3項及び第20条第1項の規定を適用しないこととする。</p>	<p>・「運動場、芝生園地、植生のない砂浜」を例示として明記できないか。 ・「広告物の設置、小規模な土地の形状変更、紙を貼ることなどによる工作物の色彩の変更」を例示として明記できないか。</p>	<p>要請に従い明記する。</p>
<p>実施主体</p>	<p>工作物設置その他の行為の主体</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>国立公園又は国定公園(特別保護地区を除く)内において、自然環境の保全に配慮しつつ、優れた自然環境を活用した催しを実施することが可能な地域</p>		
<p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p>	<p>次に掲げることが構造改革特別区域計画に定められていること。 ・催しの実施に当たっては、地方公共団体は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導すること。 ・催しの実施のために行われた行為については、地方公共団体が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導すること。</p>	<p>当該事項については、同意の要件ではなく、特例措置の内容に記載されたい。</p>	<p>要請に従い特例措置の内容に記載する。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>国立公園又は国定公園(特別保護地区を除く)内の特区において当該催しを実施される場合は、地方公共団体は、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に、あらかじめ催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を通報しなくてはならないこととする。</p>		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1303
構造改革特区において実施可能な特例措置	複数人による有害鳥獣駆除に従事する場合において、補助者に狩猟免許を所持しない者が従事することの容認
特例措置を講じるに当たっての条件	捕獲者や周辺住民等の安全を確保するため、鳥獣の生息地の地理状況に詳しく、狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が同行すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案(平成14年12月17日現在)	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	狩猟免許を有しない者を従事者に含む有害鳥獣捕獲事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	「第9次鳥獣保護事業計画の基準」(平成13年環境省告示)、(平成15年4月16日以降は、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成14年環境省告示予定))		
特例を講ずべき法令等の現行規定	現行の「第9次鳥獣保護事業計画の基準」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする事として、従事者を限定的に取り扱っている。		

【再検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、平成15年4月16日の新法施行に伴い適用される「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。」と定めることとしているが、この「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」として、現在、すでに行われている移入鳥獣の捕獲の場合に加えて、構造改革特別区域内における捕獲の場合についても適用する。なお、新告示が適用されるまでの間(平成15年4月15日以前)も旧告示において、同様な対応が可能となるように通知することとする。</p>		
<p>実施主体</p>	<p>有害鳥獣捕獲の実施者(国、地方公共団体、環境大臣が定める法人(農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合等))</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>			
<p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p>			
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>			

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1304
構造改革特区において実施可能な特例措置	再生利用認定制度の対象品目の拡大
特例措置を講じるに当たっての条件	再生利用認定の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる以下の廃棄物の範囲内に含まれないものであって、かつその再生利用の内容が生活環境の保全上支障ないこと。 ①ばいじん又は焼却灰であって廃棄物の焼却に伴って生じたものその他生活環境の保全上支障があるもの ②特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの ③通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の案(平成14年12月17日現在)	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	構造改革特別区域における廃棄物の再生利用認定事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令・告示		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年12月厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物) 平成9年12月厚生省告示第259号(環境大臣が定める産業廃棄物)		

<p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p>	<p>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。 一 ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他 他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに掲げるもの 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの ○ 環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年12月厚生省告示第258号） 一 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。） 二 廃プラスチック類 三 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。） ○ 環境大臣が定める産業廃棄物（平成9年12月厚生省告示第259号） 一 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。） 二 汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のものに限る。） 三 廃プラスチック類</p>		
------------------------	--	--	--

<p>特例措置の内容</p>	<p>法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、構造改革特区内において特例を認めることで再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。なお、具体的な品目については、地方公共団体からの具体的な要望を踏まえできる限り早期に定めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに掲げるもの 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 	<p>・構造改革特区計画の認定の際に、再生利用認定を併せて行う制度スキームを想定していると理解するが、制度上、計画認定と再生利用認定がどのような関係になるのかが明らかになるような記述とされたい。</p> <p>・具体的な品目については、基本方針の策定前、できるだけ早期に明らかにできるよう、地方公共団体の提案を踏まえつつ、引き続き検討されたい。</p>	<p>法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、構造改革特区内において特例を認めることで再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。なお、具体的な品目については、地方公共団体からの具体的な要望を踏まえできる限り早期に定めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに掲げるもの 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの <p>また、計画認定と再生利用認定がほとんど同時に行われるよう計画認定の際に実質的に再生利用認定の審査も併せて行うこととする(したがって、同意の要件に記述しているなお書については特例措置の内容に移すこととする。)</p>
<p>実施主体</p>	<p>構造改革特区域内において集中的に廃棄物を再生しようとする再生利用認定申請者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	

【再検討要請への回答】

想定対象地域	構造改革特別区域計画を定める地方公共団体において、廃棄物処理について廃棄物処理法を上回る独自の規制措置(典型的には、廃棄物処理施設の設置に当たって地域住民等の同意の取得を義務付ける行政指導等又は自区域外で発生した廃棄物が区域内に流入する際に届出・協議等の履行を義務付ける行政指導等)を行っていない場合であって、構造改革特区内において当該廃棄物を再生することにより、再生利用が促進されると認められる地域		
--------	--	--	--

<p>同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)</p>	<p>(構造改革特別区域に係る基準) 構造改革特別区域内において、次に掲げる行政指導等法令を上回る規制を行っていないこと。 一 名称・形式の如何にかかわらず、廃棄物処理法令に基づき、行政庁の許可等を求める申請を行う者に対して、当該許可等を行うに当たって法令で定める以上の基準を独自に設けていないこと。 二 自区域外で発生した廃棄物を区域内に搬入しようとする者に対し、法令の根拠なく事前に届出又は協議等を行う行政指導等を行っていないこと。</p> <p>なお、これ以外については一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の3ないし第6条の6、産業廃棄物については、同規則第12条の12の4ないし第12条の12の6による。</p>	<p>・地方公共団体による上乗せ規制の排除を要件とすることについて、 ①規制の特例を求めている品目以外についても上乗せ規制の排除を求める合理的な理由がないこと ②計画の申請主体と上乗せ規制の実施主体が異なる場合(例えば、前者が市町村で後者が都道府県)に当該要件を申請主体が自主的に満たすことが困難であること から、削除すべきである。 ・なお書きにある同意の要件については、調整を要する。</p>	<p>・本件再生利用認定に係る構造改革特区制度は、当該地域の特性を踏まえつつ特定の廃棄物について再生利用認定の対象に追加することにより、業・施設に係る許可を不要とし、リサイクルの促進を図ることを目的とするものと考えられる。しかるに地方公共団体における廃棄物処理法に係る許可事務の実際は、①事業者が業・施設の許可を取得するに当たり、事前に周辺住民の同意を取得することを義務付け、当該要件をクリアできない場合には申請書を受け付けない、また、②他区域で発生した廃棄物を自区域に搬入する場合には事前に協議・届出を義務付けたり、原則として搬入を禁止するなどする運用が行われており、当該運用こそが広域的・効率的なリサイクルを阻害している根本的な原因と考えられる。</p> <p>このような中、地方公共団体において前記①②の運用を維持しながら、特定の事業者が行うリサイクルについてのみ再生利用認定制度を活用させることは、行政が特定事業者のみを優遇することを政府が認めるものであり、平等原則に違背すると考えられるほか、競争原理にももたらす可能性がある。</p> <p>したがって、特区制度を活用し、規制緩和を要望するのであれば、当然</p>
-----------------------------------	---	---	--

【再検討要請への回答】

制緩和を要望するのであれば、当然の前提として特区地域において規制緩和を求める廃棄物については、少なくとも前記法令を上回る規制を撤廃することが必要不可欠と認識している。

・また、御指摘の計画の申請主体と上乗せ規制の実施主体が異なる場合には、少なくとも下記の手続を履行し、手段を尽くしたと認められる場合には同意要件を満たすことになると認識している。

①申請主体は、計画認定を行う前に実施主体に特区区域内において上乗せ規制の適用除外について要請する。

②申請主体は、実施主体との協議内容(実施主体の回答)を特区推進室及び環境省に提出する。

③特区推進室及び環境大臣は、HPなどを活用して当該内容を公表する。

特例措置に伴い必要となる手続き

特になし。